

実演家、レコード製作者及び放送事業者の 保護に関する条約（仮訳）

1961年10月26日 ローマで作成

1964年5月18日 効力発生

(注) 各条項の下の〔 〕および見出しは、
便宜上付したものである。

締約国は、実演家、レコード製作者及び放送事業者の権利を保護することを希望して、次のとおり協定した。

第1条〔著作権との関係〕

この条約が定める保護は、文学的及び美術的著作物の著作権の保護に変更を加えるものでなく、なんら影響を及ぼすものでもない。したがって、この条約のいずれの規定も、これらの著作権の保護を害するものと解してはならない。

第2条〔内国民待遇の定義〕

- 1 この条約の適用上内国民待遇とは、保護の要求される締約国が国内法令によって与える次の各号に掲げる待遇をいう。
 - (a) 自国民である実演家に対して、自国において行なわれ、若しくは最初に固定され、又は放送される実演に関し与える待遇
 - (b) 自国民であるレコード製作者に対して、自国において最初に固定又は発行されるレコードに関し与える待遇
 - (c) 自国に主たる事務所のある放送事業者に対して、自国にある送信機による放送に関し与える待遇
- 2 内国民待遇は、この条約が明示して保障する保護及び明示して定める制限に従って与えられるものとする。

第3条〔定義〕

この条約の適用上、

- (a) 「実演家」とは、俳優、歌手、演奏家及び舞踊家並びにその他の文学的又は美術的著作物を上演し、歌唱し、口演し、廊誦し、若しくは演じ、又はその他の方法で実演する者をいう。
- (b) 「レコード」とは、実演の音又はその他の音のもっぱら聴覚的なすべての固定物をいう。

- (c) 「レコード製作者」とは、実演の音又はその他の音を最初に固定する自然人又は法人をいう。
- (d) 「発行」とは、レコードの複製物を相当な量で公衆に提供することをいう。
- (e) 「複製」とは、或る固定物の1又は2以上の複製物の作製をいう。
- (f) 「放送」とは、公衆によって受信されることを目的とする無線通信による音の又は映像及び音の送信をいう。
- (g) 「再放送」とは、或る放送事業者が他の放送事業者の放送を同時に放送することをいう。

第4条〔実演家の保護〕

各締約国は、次の各号に掲げる条件の1が満される場合には、実演家に対し内国民待遇を与えるものとする。

- (a) 実演が他の締約国で行なわれるとき。
- (b) 実演が第5条によって保護されるレコードに吹き込まれるとき。
- (c) レコードに固定されたものでない実演が第6条によって保護される放送により送られるとき。

第5条〔レコード製作者の保護〕

1 各締約国は、次の各号に掲げる条件の1が満される場合には、レコード製作者に対し、内国民待遇を与えるものとする。

- (a) レコ - ド製作者が他の締約国の国民であるとき。(国籍の基準)
- (b) 音の最初の固定が他の締約国でなされたとき。(固定の基準)
- (c) レコ - ドが他の締約国で最初に発行されたとき。(発行の基準)

2 非締約国で最初に発行されたレコードがその最初の発行の日から 30 日以内に締約国でも発行されたときは(同時発行)、そのレコードは、当該締約国で最初に発行されたものとみなす。

3 締約国は、国際連合事務総長に寄託した通告により、発行の基準又は固定の基準のいずれか1を適用しない旨を宣言することができる。この通告は、批准、受諾若しくは加入のときに、又はその後いつでも、寄託することができるが、最後の場合には、通告が寄託された後6ヵ月間は効力を生じない。

第6条〔放送事業者の保護〕

1 各締約国は、次の各号に掲げる条件の1が満される場合には、放送事業者に対し内国民待遇を与えるものとする。

- (a) 放送事業者の主たる事務所が他の締約国にあるとき。

- (b) 放送が他の締約国にある送信機から送られたとき。
- 2 締約国は、国際連合事務総長に寄託した通告により、放送事業者の主たる事務所が他の締約国にあり、かつ、放送が当該締約国にある送信機から送られた場合にのみ放送に保護を与える旨を宣言することができる。この通告は、批准、受諾若しくは加入のときに、又はその後いつでも、寄託することができるが、最後の場合には、通告が寄託された後6ヵ月間は効力を生じない。

第7条〔実演家の権利〕

- 1 この条約が実演家のために与える保護は、次に掲げる事項を阻止することができるようなものでなければならない。
- (a) 実演家の同意を得ないで実演を放送し、又は公衆へ伝達すること。ただし、放送又は公衆への伝達に使用される実演が、それ自体すでに放送されたものであるか又は固定物からなされる場合を除く。
- (b) 固定されたものでない実演を実演家の同意を得ないで有形な物に固定すること。
- (c) 次に掲げる場合に、実演家の同意を得ないで実演の固定物を複製すること。
- 最初の固定それ自体が実演家の同意を得ないでなされたとき。
- 実演家が同意した目的と異なる目的のために複製が行なわれるとき。
- 最初の固定が第15条の規定に基づいてなされたが、同条の規定が定める目的と異なる目的のために複製が行なわれるとき。
- 2 (1) 実演家が放送に同意した場合における再放送、放送のための固定及びそのような放送のための固定物の複製に対する保護を定めることは、保護の要求される締約国の国内法令に留保する。
- (2) 放送のために作られた固定物の放送事業者による使用の条件は、保護の要求される締約国の国内法令の定めるところによる。
- (3) ただし、(1)及び(2)の規定による国内法令は、実演家が放送事業者との関係を契約によって定めることを妨げるようなものであってはならない。

第8条〔集団実演〕

締約国は、国内法令によって、同一の実演に多数の実演家が参加する場合における実演家の権利行使についての代表者を定める方法を決めることができる。

第9条〔芸能家の保護〕

締約国は、国内法令によって、文学的又は美術的著作物を実演しない芸能家に対し、この条約が定める保護を及ぼすことができる。

第 10 条〔レコード製作者の権利〕

レコード製作者は、そのレコードを直接に又は間接に複製することを許諾し、又は禁止する権利を享有する。

第 11 条〔レコード保護の方法〕

締約国は、自国の国内法令に基づきレコードに関するレコード製作者の若しくは実演家の又はこの両者の権利を保護する条件として方式の履行を要求するときは、発行レコードのすべての市販の複製物又はその容器包装に P の記号が最初の発行の年とともに表示されている限り、この要求が満たされたものと認めなければならない。ただし、その記号及び発行の年は、保護が留保されていることを表示するのに適当な方法で掲げなければならない。また、その複製物又は容器包装においてレコード製作者又はレコード製作者の権利行使の許諾を得た者が確認されない（名称、商標又はその他の専用呼称によって）ときは、その表示には、レコード製作者の権利を有している者の名称も含まれなければならない。さらに、その複製物又は容器包装において主たる実演家が確認されないときは、その表示には、レコードの固定が行なわれた国において実演家の権利を有している者の氏名も含まれなければならない。

第 12 条〔レコードの二次的使用〕

商業目的のために発行されたレコード又はこのようなレコードの複製物が放送又はなんであれ或る種の公衆への伝達に直接使用されるときは、正当な単一の報酬が、使用者により、実演家若しくはレコード製作者又はこの両者に支払われなければならない。当事者間に協定がない場合におけるこの報酬の配分の条件は、国内法令で定めることができる。

第 13 条〔放送事業者の権利〕

放送事業者は、次に掲げる事項を許諾し、又は禁止する権利を享有する。

(a) 放送の再放送

(b) 放送の有形な物への固定

(c) 次に掲げる複製

放送事業者の同意を得ないで作られた放送の固定物の複製

第 15 条の規定に基づいて作られた放送の固定物の複製であるが、同条の規定が定める目的と異なる目的のために行なわれる複製

(d) 入場料を支払うことによって公衆が入場することができる場所で行なわれるテレビジョン放送の公衆への伝達。ただし、この権利を行使する条件を定めることは、この権利の保護が要求される国の国内法令に留保する。

第 14 条〔保護期間〕

この条約が与える保護期間は、次に掲げる年の翌年から起算して20年より短くしてはならない。

- (a) レコード及びレコードに固定された実演に関しては、固定の年
- (b) レコードに固定されない実演に関しては、実演が行なわれた年
- (c) 放送に関しては、放送が行なわれた年

第15条〔保護の例外〕

- 1 締約国は、国内法令により、次に掲げる場合には、この条約が定める保護の例外を定めることができる。
 - (a) 私的使用であるとき。
 - (b) 時事の記事に関して断片を使用するとき。
 - (c) 放送事業者が自己の手段をもってかつ自己の放送のために行なう一時的固定であるとき。
 - (d) もっぱら教育又は学術研究の目的のために使用するとき。
- 2 前項の規定のほか、締約国は、国内法令により、実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関して、文学的及び美術的著作物の著作権の保護に関し国内法令で定める制限と同様の制限を定めることができる。ただし、強制許諾は、この条約の規定と抵触しない限りにおいてのみ定めることができる。

第16条〔留保宣言〕

- 1 この条約の当事国となった各国は、この条約の定めるすべての義務を負い、すべての利益を享受する。ただし、締約国は、国際連合事務総長に寄託した通告により、いつでも、次に掲げる旨を宣言することができる。
 - (a) 第12条に関して、
 - 同条の規定を適用しない旨
 - 同条の規定を或る特定の使用に関しては適用しない旨
 - レコード製作者が他の締約国の国民でないレコードに関しては、同条の規定を適用しない旨
 - レコード製作者が他の締約国の国民であるレコードに関して、同条の規定による保護の範囲及び期間を当該締約国がこのの宣言をする国の国民によって最初に固定されたレコードに与える保護の範囲及び期間に制限する旨。ただし、レコード製作者が自国民である当該締約国がこのの宣言をする国と同じ受益者に保護を与えない場合であっても、このことは保護の範囲に差異があるものとは認めない。
 - (b) 第13条に関して、同条(d)号の規定を適用しない旨。或る締約国がこのような宣言をする場合には、他の締約国は、宣言をした当該締約国に主たる事務所のある放送事業者に対して同条(d)号の規定による権利を与える義務を負わない。

2 前項の規定による通告が批准、受諾又は加入のための文書の寄託の日の後に行なわれた場合には、この通告による宣言は、通告が寄託された後6ヵ月間は効力を生じない。

第17条〔固定の基準の適用宣言〕

1961年10月26日現在において国内法令により固定の基準のみに基づいてレコード製作者に保護を与えている国は、批准、受諾又は加入のための文書を寄託するときに国際連合事務総長に寄託した通告により、第5条に関しては固定の基準のみを、第16条第1項(a)号の及びに関しては国籍の基準の代わりに同じく固定の基準を適用する旨を宣言することができる。

第18条〔宣言の撤回〕

第5条第3項、第6条第2項若しくは第16条第1項又は第17条の規定に基づいて通告による宣言をした国は、国際連合事務総長に新たな通告を寄託することによって、先きの宣言の範囲を縮小し、又は先きの宣言を撤回することができる。

第19条〔映画に固定された実演〕

この条約のいずれの規定にかかわらず、実演家がいっただその実演を映像の又は映像及び音の固定物に含ちのことに同意したときは、第7条の規定は、適用しない。

第20条〔不遡及〕

1 この条約は、この条約がいずれかの締約国について効力を生ずる日の前に当該締約国で獲得された権利をなんら害するものではない。

2 締約国は、この条約が当該締約国で効力を生ずる日の前に行なわれた実演若しくは放送又はその日の前に固定されたレコードに関しては、この条約の規定を適用する義務を負わない。

第21条〔他の保護〕

この条約が定める保護は、実演家、レコード製作者及び放送事業者に別に与えられる他のいかなる保護も妨げるものではない。

第22条〔特別な取極〕

締約国は、この条約が与える権利よりも広い権利を実演家レコード製作者又は放送事業者に与えるものであるか又はこの条約の規定に抵触する規定を含まないものである限り、相互に特別な取極を締結する権利を留保する。

第23条〔署名〕

この条約は、国際連合事務総長に寄託するものとし、実演家、レコード製作者及び放送事業

者の国際的保護に関する外交会議に招請を受けた国で万国著作権条約の当事国であるか又は文学的及び美術的著作物保護国際同盟の加盟国であるすべての国の署名のため、1962年6月30日まで開放しておく。

第24条〔批准受諾および加入〕

- 1 この条約は、署名国による批准又は受諾を要するものとする。
- 2 この条約は、万国著作権条約の当事国であるか又は文学的及び美術的著作物保護国際同盟の加盟国である場合に限り、第23条に規定する会議に招請を受けたすべての国による加入及び国際連合の加盟国である各国による加入のため開放しておく。
- 3 批准、受諾又は加入は、そのための文書を国際連合事務総長に寄託することにより行なうものとする。

第25条〔効力の発生〕

- 1 この条約は、6番目の批准、受諾又は加入のための文書の寄託の日の後3ヵ月で効力を生ずる。
- 2 その後は、この条約は、その他の各国については、それぞれその国の批准、受諾又は加入のための文書の寄託の日の後3ヵ月で効力を生ずる。

第26条〔国内措置〕

- 1 各締約国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するため必要な措置を執るものとする。
- 2 各国は、自国の批准、受諾又は加入のための文書が寄託された時に、自国の国内法令に基づいてこの条約の規定を実施することができる状態になっていなければならない。

第27条〔領域への適用〕

- 1 いずれの国も、批准、受諾又は加入の時に、又はその後いつでも、国際連合事務総長にあってた通告により、自国が外交関係について責任を有する領域の全部又は一部に、万国著作権条約又は文学的及び美術的著作物保護条約が適用されている場合に限り、この条約を適用する旨を宣言することができる。この通告は、通告が受領された日の後3ヵ月で効力を生ずる。
- 2 第5条第3項、第6条第2項、第16条第1項、第17条及び第18条に規定する通告及び宣言は、前項に規定する領域の全部又は一部に適用を及ぼすことができる。

第28条〔廃棄〕

- 1 締約国は、自国のために、又は前条に規定する領域の全部又は一部のためにこの条約を廃棄することができる。

- 2 廃棄は、国際連合事務総長にあてた通告により行なうものとし、通告が受領された日の後 12 ヶ月間は効力を生じない。
- 3 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から 5 ヶ年の期間の満了前に、この条約を廃棄することはできない。
- 4 締約国は、万国著作権条約の当事国又は文学的及び美術的著作物保護国際同盟の加盟国でなくなった時以後は、この条約の当事国でなくなるものとする。
- 5 この条約は、第 27 条に規定する領域について、当該領域に万国著作権条約又は文学的及び美術的著作物保護条約が適用されなくなった時以後は、適用されなくなるものとする。

第 29 条〔改 正〕

- 1 この条約が効力を生じてから 5 年の後には、締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、この条約の改正のための会議の招集を要請することができる。国際連合事務総長は、この要請をすべての締約国に通告するものとする。国際連合事務総長による通告の日付の日が続く 6 ヶ月の期間内に締約国の 2 分の 1 以上の国が当該要請に賛同する旨を同事務総長に通告するときは、同事務総長は、この旨を国際労働機関事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長並びに文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長に通報するものとし、これらの事務局長は、第 32 条に規定する政府間委員会と共同で改正会議を開催するものとする。
- 2 この条約の改正の採択には、改正会議に出席した国の数の 3 分の 2 以上の賛成投票を必要とする。ただし、改正会議の日におけるこの条約の当事国の数の 3 分の 2 以上の賛成投票がなければならない。
- 3 この条約の全部又は一部を改正する条約が採択された場合には、当該改正条約で別段の定をしない限り、
 - (a) この条約は、当該改正条約が効力を生じた日から、批准、受諾又は加入のために開放されなくなるものとする。
 - (b) この条約は、当該改正条約の当事国とならなかった締約国間の関係において、又はこれらの締約国との関係においては引き続き効力を有するものとする。

第 30 条〔紛争処理〕

この条約の解釈又は適用に関する 2 以上の締約国間の紛争で交渉により解決することのできないものは、紛争当事国が他の解決方法に同意しない限り、紛争当事国のいずれか一国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託するものとする。

第 31 条〔留 保〕

第 5 条第 3 項、第 6 条第 2 項、第 16 条第 1 項及び第 17 条の規定による場合を除くほか、この条約には、いかなる留保も認めない。

第 32 条〔政府間委員会〕

- 1 次に掲げる任務を有する政府間委員会を設置する。
 - (a) この条約の適用及び運用に関する問題を研究すること。
 - (b) この条約の将来起り得る改正に関し、各種の提案を収集し、及び参考資料を準備すること。
- 2 委員会は、地理的に公平な代表となるように相当の考慮を払って選ばれる締約国の代表者からなる。委員会の委員の数は、締約国の数が 12 以下のときは 6、13 以上 18 以下のときは 9、19 以上のときは 12 とする。
- 3 委員会は、すべての締約国の過半数によってあらかじめ承認された規則に従い、国際労働機関事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長並びに文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長が管理するそれぞれ 1 票を有する締約国間の選挙によって、この条約が効力を生じた日の後 12 ヶ月で構成されるものとする。
- 4 委員会は、議長及び役員を選出するものとする。また、委員会は、内部規則を定めるものとし、この規則は、特に、委員会の将来の運用及び将来の委員会の委員の締約国間における順次の交替を確保するような方法を規定するものとする。
- 5 委員会の事務局は、国際労働機関事務局、国際連合教育科学文化機関並びに文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局の職員のうちから当該 3 機関の事務局長によりそれぞれ指名された者で構成するものとする。
- 6 委員会の会議は、委員国の過半数が必要と認めるときはいつでも開催されるものとし、国際労働機関事務局、国際連合教育科学文化機関並びに文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局のそれぞれの本部において順次に開催されるものとする。
- 7 委員会の委員の経費は、当該委員の政府が負担するものとする。

第 33 条〔正 文〕

- 1 この条約は、英語、フランス語及びスペイン語により作成する。これらの 3 本文は、ひとしく正文とする。
- 2 さらに、この条約の公定本文をドイツ語、イタリア語及びポルトガル語により作成する。

第 34 条〔通 告〕

- 1 国際連合事務総長は、第 23 条に規定する会議に招請を受けた国際連合の各加盟国に対し、かつ、国際労働機関事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長並びに文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長に対し、次に掲げる事項について通告するものとする。
 - (a) 批准、受諾又は加入のためのすべての文書の寄託
 - (b) この条約の効力の生ずる日
 - (c) この条約の規定するすべての通告、宣言又は通報

(d) 第 28 条第 4 項及び第 5 項に規定する事態のいずれか一の発生

2 また、国際連合事務総長は、国際労働機関事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長並びに文学的及び美術的著作物保護同盟事務局長に対し、第 29 条の規定に基づいて同事務総長に通報された要請について、かつ、この条約の改正に関し締約国から受領したすべての通報について通告するものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この条約に署名した。

1961 年 10 月 26 日にローマで、英語、フランス語及びスペイン語により本書 1 通を作成した。認証謄本は、第 23 条に規定する会議に招請を受けたすべての国及び国際連合の各加盟国に対し、かつ、国際労働機関事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長並びに文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長に対し、国際連合事務総長から送付されるものとする。